

# 第14次労働災害防止計画

— 池袋労働基準監督署 —

労働災害防止計画とは、労働災害を減少させることを目的に、国が取組む事項を定めた計画であり、厚生労働大臣が策定した14次の「労働災害防止計画」を踏まえて、東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」を定め、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、計画達成（労働災害の減少）を目指します。

当署としても、「第14次東京労働局労働災害防止計画」を踏まえて、事業場における自主的な安全衛生活動を通じて

- ① 労働災害防止活動を推進し、労働災害を着実に減少させる
- ② 労働者の健康確保対策と快適な職場環境の形成を図る

を目的に、事業者や関係団体等の協力を得ながら管内の安全衛生水準の向上に努めていくこととします。

## 当署の現状と課題

労働災害による被災者数：令和4年（令和5年3月末時点）

○死亡者数：4人      ○死傷者数：973人      ※新型コロナウイルス感染症を除く

・労働災害は直近の3年間に増加しており、なかでも商業、保健衛生業での増加率が目立っています。事故の型別では、転倒災害（約21%）、腰痛災害（約20%）、墜落・転落災害（約17%）が業種横断的に発生しています。

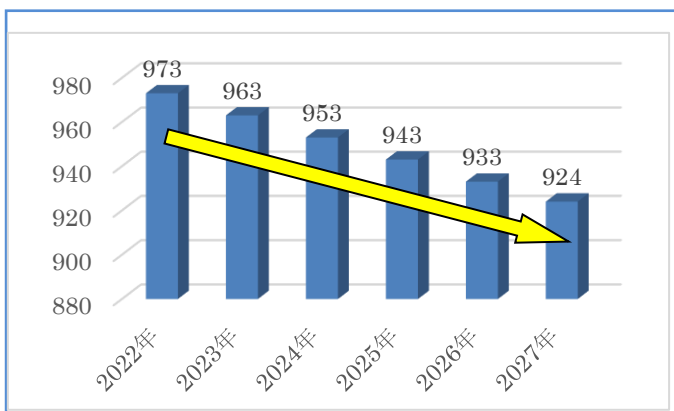
## 計画の期間

2023年度を初年度として2027年度までの5年間。

## 計画の目標

### 1. 死亡及び死傷災害の着実な減少

○2027年までの間、死傷災害を経年的に減少させる目標の数値を以下のとおり設定する。



① 期間中の死亡災害の目標（2027年）

**3人以下**

② 期間中の死傷災害の最終目標（2027年）

**924人以下**

※東京労働局14次防計画で示しているアウトカム指標の達成を目指した場合の期待される結果を目標数値とする。

- ・死亡災害—2022年と比較して2027年までに5%減少
- ・死傷災害—2022年と比較して2027年までに5%減少

### 2. 労働者の健康確保対策及び快適職場の形成の促進

○過重労働による健康障害、職場のストレス等による作業関連疾患を減少させる。

○災害性腰痛等の職業性疾病を減少させる。

\* 計画の達成を目指し、東京労働局の労働災害防止計画に示す取組を積極的に推進していきます。

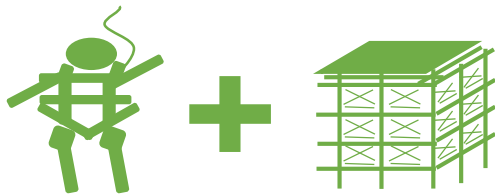
# 業種共通対策

- 過重労働対策の推進【衛生】
- 死亡災害撲滅・死傷災害の減少のための対策の推進
  - ・ はしご・脚立等からの墜落防止対策の推進【安全】
  - ・ 転倒災害防止対策の推進【安全】
  - ・ 熱中症対策の推進【衛生】
  - ・ 外国人労働者に対する教育、危険標識等の普及・促進【安全・衛生】
  - ・ 腰痛予防対策の推進【安全・衛生】
- メンタルヘルス対策の推進【衛生】
- リスクアセスメントの実施の推進【安全・衛生】
- 各種管理者並びに推進者の選任率の向上【安全・衛生】
- 化学物質による健康障害防止対策（石綿健康障害防止対策、新たな化学物質規制）の推進【衛生】
- 新型コロナウイルス感染症対策の推進【衛生】

# 業種別対策

## 建設業

墜落制止用器具及び、より安全な措置の普及促進による墜落転落災害防止対策の推進



## 製造業

機械災害に対する、法令・ガイドライン、それらにかかわるリスクアセスメントの実施の推進



## 商業 及び 社会福祉施設

昨年度新たに設定された「+SAFE育成支援事業」における、経営トップの方針に基づく安全衛生管理体制の強化と実効のある教育の徹底等の推進



## 陸上貨物運送事業

荷役ガイドラインに基づく5大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフトの使用時の事故、無人暴走、トラック後退時の事故）等の災害防止



# 化学物質規制に基づく管理方法等の周知啓発

- 化学物質使用事業場に対し、新たな化学物質管理にかかる規制等の改正内容、リスクアセスメントの実施等について周知・啓発を図る。
- 一酸化炭素中毒防止対策、粉じん障害防止対策（第10次粉じん対策等）、電離放射線障害予防対策を適切に指導する。